

平成21年度 入札制度の改善について

平成21年4月1日から建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽管理委託等を含む。）の入札の競争性を高め、透明性及び公平性の確保を目的に、次のとおり入札制度の改善を行います。

- 1 暴力団排除の合意書を締結しました。
- 2 指名停止措置を強化します。（指名停止状況を公表します。）
- 3 入札時のグループ分けを廃止します。
- 4 建設工事及び建設工事に伴う委託業務等に関し、談合等の不正行為により契約を解除した場合の損害賠償金の率を引き上げます。
- 5 最低制限価格の算定を、改正後の国土交通省の算定方法とします。
- 6 工事内訳書を提出していただく対象範囲を拡大します。
- 7 入札監視委員会を設置します。
- 8 入札契約情報等（随意契約）の公表範囲を拡大します。
- 9 草刈業務、剪定業務、薬剤散布業務等における現場代理人の配置を義務づけます。

1 暴力団排除の合意書の 締結

本市と郡山警察署の間で、公共工事の発注から暴力団関係者を排除する合意書の締結を行います。平成14年11月28日に本市と郡山警察署との間で市が発注する建設工事等の契約の適正かつ健全な履行を確保し、暴力団排除を徹底する為、相互に於いて連携協力を図る目的で「協定書」を交わしていました。

この4月1日から「市建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領」の指名停止期間を延長するなどの内容を強化し、入札参加資格者が暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、速やかに市や警察署に届け出ないことも指名停止措置要件に加えたことに伴い、このような点でも相互間の連携を推進する目的で新たに合意書を平成21年3月25日に締結しました。

2 指名停止措置の強化

談合の排除を柱とし、透明性を確保し公正な入札制度を確保するために「建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領」の一部を改正します。

主な改正点

①指名停止期間の上限の変更

従来24ヶ月としていた根拠である地方自治法施行令の改正により、入札参加資格の停止期間が3年に引き上げられたことに伴い、上限を36ヶ月に変更します。

②指名停止期間を引き上げた主な指名停止措置要件

指名停止措置要件	改正前	改正後
粗雑工事等	3ヶ月以下	6ヶ月以下
贈 賄	12ヶ月以下	24ヶ月以下
独占禁止法違反行為	12ヶ月以下	24ヶ月以下
競売入札妨害、談合	12ヶ月以下	24ヶ月以下
不正又は不誠実な行為（業務関連法令等違反行為）	3ヶ月以下	6ヶ月以下
不正又は不誠実な行為（脱税）	3ヶ月以下	6ヶ月以下
暴力行為	9ヶ月以下	12ヶ月以下
反社会的行為	3ヶ月以下	6ヶ月以下
暴力団排除関係	6ヶ月以下	12ヶ月以下

③その他、奈良県の「建設工事等請負契約にかかる指名停止措置要領」の改正に準じて変更します。

3 入札時のグループ分け の廃止

土木一式C, D, Eランクにおいて2グループに分けて入札を執行してきましたが、平成21年度より競争入札における競争性を促進する観点からCランクの工事はCランクのすべての業者を、Dランクの工事はDランク全ての業者を、Eランクの工事はEランク全ての業者（21年度新規登録の業者を除く）を対象に条件付一般競争入札を実施します。

4 損害賠償金の引き上げ

建設工事及び建設工事に伴う委託業務に関し、談合等の不正行為により契約を解除した場合の損害賠償金の率を引き上げます。

談合等の不正行為により契約を解除した場合の損害賠償金

現 行

改正後

契約金額の10%

→

契約金額の20%

5 最低制限価格の算定方法の変更

最低制限価格の算定方法については、建設工事は現行予定価格の3分の2としていましたが、下記のとおり算定方法を変更します（国土交通省の算定方式）。また、建設工事に伴う委託業務（植栽管理委託等を含む。）についても新たに最低制限価格を設けます。なお、下記に示す以外の業務については、従来どおり最低制限価格を設けません。

(1) 建設工事の請負契約に係るもの

算定方法は、予定価格の $2/3 \sim 8.5/10$ の範囲内で次のとおりとする。

$\alpha =$

$$\frac{\{ (\text{直接工事費の95\%}) + (\text{共通仮設費の90\%}) + (\text{現場管理費の60\%}) + (\text{一般管理費の30\%}) \} \times (105/100)}{(\text{予定価格})}$$

① $2/3 \leq \alpha \leq 8.5/10$ の場合は、

最低制限比較価格 =

「直接工事費の95%」 + 「共通仮設費の90%」 + 「現場管理費の60%」 + 「一般管理費の30%」 (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 $\times 105/100$

② $2/3 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額) $\times 2/3$ (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 $\times 105/100$

③ $8.5/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 「入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額）」 × $8.5/10$ （※千円未満切り捨て）

最低制限価格 = 最低制限比較価格 × $105/100$

(2) 建設コンサルタント業務の委託契約に係るもの

算定方法は、予定価格の $6/10 \sim 8/10$ の範囲内で次のとおりとする。

$\alpha =$

$$\frac{\{ \text{直接人件費の額} + \text{直接経費の額} + \text{技術経費の50\%} + \text{諸経費の50\%} \} \times (105/100)}{\text{(予 定 価 格)}}$$

① $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$ の場合は、

最低制限比較価格 =

「直接人件費の額」 + 「直接経費の額」 + 「技術経費の50%」 + 「諸経費の50%」（※千円未満切り捨て）

最低制限価格 = 最低制限比較価格 × $105/100$

② $6/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額） × $6/10$ （※千円未満切り捨て）

最低制限価格 = 最低制限比較価格 × $105/100$

③ $8/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格（予定価格－消費税等相当額） × $8/10$ （※千円未満切り捨て）

最低制限価格 = 最低制限比較価格 × $105/100$

(3) 測量業務の委託契約に係るもの

算定方法は、予定価格の6/10～8/10の範囲内で次のとおりとする。

$\alpha =$

$$\frac{\{ \text{直接測量費の額} + \text{測量調査費の額} + \text{諸経費の30\%} \} \times (105/100)}{\text{予定価格}}$$

① $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$ の場合は、

最低制限比較価格 = 「直接測量費の額」 + 「測量調査費の額」 + 「諸経費の30%」 (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 $\times 105/100$

② $6/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額) $\times 6/10$ (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 $\times 105/100$

③ $8/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額) $\times 8/10$ (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 $\times 105/100$

(4) 地質調査業務の委託契約に係るもの

算定方法は、予定価格の $2/3 \sim 8.5/10$ の範囲内で次のとおりとする。

$\alpha =$

$$\frac{\{ (\text{直接調査費の額}) + (\text{間接調査費の額}) + (\text{解析等調査業務の70\%}) + (\text{諸経費の30\%}) \} \times (105/100)}{(\text{予 定 価 格})}$$

① $2/3 \leq \alpha \leq 8.5/10$ の場合は、

最低制限比較価格 =

「直接調査費の額」 + 「間接調査費の額」 + 「解析等調査業務の70%」 + 「諸経費の30%」 (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 $\times 105/100$

② $2/3 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額) $\times 2/3$ (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 $\times 105/100$

③ $8.5/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額) $\times 8.5/10$ (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 $\times 105/100$

(5) 建築設計業務の委託契約に係るもの

算定方法は、予定価格の6/10～8/10の範囲内で次のとおりとする。

$\alpha =$

$$\frac{\{ \text{〔直接人件費の額〕} + \text{〔特別経費の額〕} + \text{〔技術料等経費の50\%〕} + \text{〔諸経費の50\%〕} \} \times (105/100)}{(\text{予 定 価 格})}$$

① $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$ の場合は、

最低制限比較価格 =

「直接人件費の額」 + 「特別経費の額」 + 「技術料等経費の50%」 + 「諸経費の50%」 (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 $\times 105/100$

② $6/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額) $\times 6/10$ (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 $\times 105/100$

③ $8/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額) $\times 8/10$ (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 $\times 105/100$

(6) 植栽等維持管理業務の委託契約に係るもの

最低制限比較価格 = 入札書比較価格 (予定価格 - 消費税等相当額) × 2 / 3 (※千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 × 105 / 100

6 工事内訳書の提出

総務省、国土交通省連名の「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」の入札時における工事内訳書の提出等の促進から、提出していただく対象範囲を拡大します。

現 行

改正後

予定価格 5, 0 0 0 万円以上の建設工事 → 予定価格 3, 0 0 0 万円以上の建設工事

7 入札監視委員会の設置

大和郡山市が発注する建設工事等の入札及び契約の手続き等の透明性を確保し、又公正な競争を促進し、不正行為の排除に取り組むため、中立・公正な第三者の監視機関として学識経験者で構成する「大和郡山市入札監視委員会」を設置します。

8 入札契約情報等（随意契約）の公表範囲の拡大

これまで競争入札に付した建設工事及び予定価格が250万円を超える随意契約の建設工事を対象に入札契約情報等を公表していましたが、透明性及び公平性の観点からすべての建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽管理委託等を含む。）の契約情報等を公表します。

9 草刈業務、剪定業務、薬剤散布業務等における現場代理人の配置について

平成21年4月より業務委託のうち、草刈業務、剪定業務、薬剤散布業務等につきましては現場での作業が主となるため、安全管理の強化、地元や他の工事との調整が必要となることから新たに現場代理人を置くことを義務づけます。